資料３

原子力規制委員会の所管する許認可申請等及び国家資格の手続のデジタル化等に伴う関係規則の改正

令和８年２月４日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、原子力規制委員会の所管する許認可申請等及び国家資格の手続のデジタル化等に伴う関係規則[1]（以下単に「関係規則」という。）の改正案に対する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）への考え方についての了承を諮るとともに、関係規則の改正の決定について付議するものである。

２．経緯及び意見公募の実施結果

令和７年度第40回原子力規制委員会（令和７年11月12日）において、関係規則の改正案に対する意見公募の実施が了承され、意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

（１）原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）
① 実施期間：令和７年11月13日から同年12月12日まで（30日間）
② 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
③ 提出意見数：３件[2]

（２）原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（案）
① 実施期間：令和７年11月13日から同年12月13日まで（31日間）[3]
② 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
③ 提出意見数：１件[2]

（３）放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）
① 実施期間：令和７年11月13日から同年12月12日まで（30日間）
② 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
③ 提出意見数：３件[2]

---

1 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

2 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは１件（（２）関係）だった。

3 e-Gov に掲載した資料の差替が必要となったことから、実施期間を延長した。

３．提出意見への考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方を別紙１から別紙３のとおり了承いただきたい。

４．関係規則の改正（委員会決定事項）

上記３．を踏まえ、関係規則の改正案について、別紙４から別紙６のとおり決定いただきたい。[4]

５．別紙１に係る関係機関への通知内容について

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和２年原子力規制委員会規則第22号）の改正に伴う具体的な運用について、別紙７のとおり方針を取りまとめたので報告する。

＝別紙及び参考資料＝

別紙１　原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

別紙２　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

別紙３　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

別紙４　原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

別紙５　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（案）

別紙６　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

別紙７　原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第６条に係る運用について

---

[4] 別紙２による改正に伴い、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第 1311273 号）及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第 1311274 号）について、それぞれ題名の改正が必要となる。これらの規程の改正については、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号の規定に基づき意見公募は実施せず、原子力規制委員会行政文書管理要領に基づく専決処理（長官専決）にて改正を行う予定。

別紙１

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

年　月　日

No.	提出意見	考え方
1	１．申請者・届出者側の情報セキュリティ確保に関する問題 問題点: 電子申請や電子届出が可能となることで、申請者・届出者側は自らの責務として、提出する機密情報や個人情報の漏洩・改ざんを防ぐための高度な情報セキュリティ対策を講じる必要が生じます。 改正案では、申請者・届出者側が負うべき具体的なセキュリティ水準や、その水準を満たせない場合の行政側の指導・罰則に関する規定が不十分ではないでしょうか。特に中小規模の事業者や個人申請者にとって、過度な負担となる懸念があります。 ２．電磁的記録の真正性（非改ざん性）と保存期間に関する問題 問題点: 書面での提出・保存が電磁的記録に移行した場合、その記録が提出時から改ざんされていないこと（真正性）をいかに担保し続けるかが重要です。 特に、原子力規制に関する文書は、長期にわたる保存と高い信頼性が求められます。電子的に保存された記録の長期的な真正性の担保方法（例：タイムスタンプの要件、監査証跡の要件）について、より明確な技術的要件を示すべきではないでしょうか。 ３．操作性の確保とデジタルトランスフォーメーション（DX）の格差に関する問題 問題点: 電子的な手段に一元化が進むと、高齢の担当者や、情報通信技	➢ （1.及び 2.について）電子申請を行う場合、真正性の確保及びセキュリティ対策をとるために電子署名等を行う必要があり、その具体的な事項は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）及び本規則第 4 条に規定されています。受理した行政文書を長期にわたって保存する場合の取扱いについては、行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に、その技術的な方法が示されているため、原子力規制委員会ではこれに基づいた文書管理を実施しています。また、国の機関においては、デジタル行政推進法等の関係法令に基づき、セキュリティ対策を実施した上で申請のオンライン化を進めています。原子力規制委員会の所管する許認可申請についても、既にオンライン化を進めていますが、行政側のシステムにおいて、必要なセキュリティ対策を実施しているため、申請者は特別なセキュリティ対策を実施する必要はありません。さらに、今回の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性 3 に該当するものについて、これまで紙で提出するしかなかった申請書及び添付書類等（以下「申請書等」という。）を電磁的記録媒体でも提出できるようにするものであり、今般の改正により事業者等へ負担を追加するものでありません。 ➢ （3.について）本改正の内容は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性 3 に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。したがっ

No.	提出意見	考え方
	術の活用に不慣れな小規模事業者など、デジタルデバイドの影響を受ける申請者・届出者が、手続きを行う上で困難に直面する可能性があります。 改正案の施行にあたり、全ての手続きで書面による手続きの選択肢を維持すること、または、IT リテラシーに配慮した操作性の高いインターフェースの整備と十分なサポート体制の構築が不可欠と考えます。	て、電磁的記録媒体による提出を義務付けるものではありませんが、原子力規制委員会は、膨大な量の申請書等を提出する申請者の負担や昨今の政府全体におけるデジタル化の推進状況を踏まえ、電子申請の促進を図っています。 御意見の「IT リテラシーに配慮した操作性の高いインターフェースの整備と十分なサポート体制の構築」については、オンラインシステムを構築する際に、適切に検討するとともに、関係事業者への通知や原子力規制委員会ホームページで案内するなど、適切な周知・案内を行ってまいります。
2	1. 安全性より効率性が優先される懸念 改正案は「クラウドサービスの活用」「行政手続の効率化」を強調していますが、原子力分野では安全性・信頼性が最優先されるべきです。 デジタル化による効率化が、現場での確認や目視点検などの安全確保を軽視する方向に働く可能性があります。 2. ガバメントクラウド依存によるリスク 行政機関はガバメントクラウド利用を検討する義務が課されますが、原子力規制に関する情報は機微性が極めて高いため、クラウド依存はサイバー攻撃や情報漏洩のリスクを増大させます。 特に国外事業者が関与するクラウドサービス利用は、情報の安全保障上の懸念を伴います。 3. デジタル原則と原子力規制の乖離 総務省や経産省が示す「デジタル原則」では、目視規制や常駐	➢ （1.、3. 及び 5. について）本規則の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性 3 に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。したがって、現場での目視点検等の安全確保、情報公開や透明性の確保に係る変更は生じません。電磁的記録媒体により提出された申請についても、従来と同様に公開できる部分は公開し、透明性の確保に取り組んでまいります。 なお、原子力規制委員会は、膨大な量の申請書等を提出する申請者の負担や昨今の政府全体におけるデジタル化の推進状況を踏まえ、電子申請の促進を図っています。 ➢ （2. について）原子力規制委員会は、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した情報セキュリティポリシーを策定しており、サイバー攻撃や情報漏洩のリスクの局限化のため、クラウドサービスの利用においても適切なセキュリティ対策を講じていきま

No.	提出意見	考え方
	規制の見直しが進められています。 しかし原子力分野では、現場確認や人的監視が不可欠であり、安易な「デジタル完結」への移行は事故リスクを高める恐れがあります。 4. 意見募集期間の短さ 公示から締切まで約1か月程度しかなく、専門家や市民が十分に検討・議論する時間が不足しています。 原子力規制に関わる重要な制度改正としては、拙速な手続きと言わざるを得ません。 5. 利用者目線・透明性の不足 デジタル化による行政効率化は利用者にとって利便性向上を意味しますが、原子力規制においては市民への情報公開や透明性確保が最重要です。 改正案は「効率化」に偏り、透明性や説明責任の観点が弱い点が問題です。	す。 ➢ （4.について）意見公募期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項の規定に基づき適切に設定しています。
3	１．行政の**「応答義務」と「処理期間」**の明確化に関する問題 問題点: 電子申請が導入されることで、行政側（原子力規制委員会）の事務処理の効率化が期待されますが、申請者・届出者から見て、処理の進捗状況が不透明になる可能性があります。 電子申請の受付完了の通知方法、そして電子手続きにおける標準的な審査期間（標準処理期間）について、従来の書面手続きよりも迅速かつ具体的に定め、公開するべきです。処理期間の遅延に対する申請者側の救済措置についても、明確な規定が必	➢ （1.について）原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（平成25年11月27日原規総発第1311275号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（平成25年3月27日原規総発第130326013号）等のとおり、申請等ごとに標準処理期間を設定しています。上記の標準処理期間は、申請方法によらず適用されます。 なお、標準処理期間は、あくまで申請から処分を行うまでに通常要すべき標準的な期間であり、必ず処分をしなけ

No.	提出意見	考え方
	要です。 ２．個人認証手段の選定と費用負担に関する問題 問題点: 電子申請では、申請者が**「本人であること」**を証明するための厳格な電子署名や認証（例：公的個人認証サービスなど）が求められることが想定されます。 申請者が利用を義務付けられる特定の認証技術やデバイスの選定基準について、その妥当性、汎用性が十分検討されているでしょうか。また、これらの認証手段の導入や維持にかかる費用が、申請者側に不当に転嫁されないよう配慮が必要です。 ３．**規制対象文書の「正本」**の定義変更に関する法解釈の問題 問題点: 従来の書面手続きでは、押印された**紙の文書が「正本」としての法的効力を持っていました。電子化が進むことで、「正本」を「電磁的記録」**として定義し直すことになります。 特に、原子力規制の分野では、施設の設計図書や使用前検査記録など、極めて重要な文書が扱われます。電磁的記録を正本とする際の法的解釈の整合性（特に訴訟や行政不服審査の場面での証拠能力）について、行政手続法や関連する最高法規との関係をより慎重に検討し、その法的根拠を明確に提示すべきです。	ればならない期間を定めているものではありません。 加えて、受付完了の通知及び処理状況等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して申請する際、システム上で完了通知等を受け取ることができ、詳細はe-Govのホームページ上で公開されています。 ➢ （2.について）今般の本規則の改正は、原子力規制委員会の所管する法令に基づく許認可申請のうち、当該申請に含まれる情報が機密性３に該当する部分について、電磁的記録媒体による提出が選択できるようにするものです。その申請の方法や費用については、今般の改正の対象ではありませんが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び本規則第４条に基づく一般的な方法によって行うことが政府全体で既に定められているところです。 ➢ （3.について）提出されたデータの取扱いについては、政府として、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年４月１日内閣総理大臣決定）を定めており、同ガイドライン内にて「法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする」ことが示されています。原子力規制委員会は、同ガイドラインを踏まえ、これまでも電子申請によって提出された申請書等は、その電子媒体を行政文書として管理することとしています。行政文書の管理に関して、紙媒体と電子媒体で取扱いには違いはなく、適切に管理します。

別紙２

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

年　月　日

No.	提出意見	考え方
1	今回の改正案は、受験手続きや様式の見直しを通じて、制度の合理化や事務負担の軽減を図るものと理解しています。 特に、住民票や戸籍抄本の添付を不要とする点は個人情報保護や申請者の利便性向上の観点から、前向きな一歩だと感じます。 一方で原子力という分野の特性を考えると、制度の簡素化と同時に、信頼性や安全性をどう担保するかという視点が欠かせません。 主任者免状は単なる資格証ではなく、国家レベルの安全保障や社会的信頼と深く結びついたものです。 本人確認や資格の真正性をどう確保するのか、代替手段や運用の詳細を丁寧に示していただきたいと感じます。 また、今回の改正は、第一種放射線取扱主任者試験の合格者に対する試験免除の整理も含まれていますが、制度間の整合性や確認方法が不明確なままだと、現場での混乱や誤解を招くおそれがあります。 免除の対象範囲や必要書類の明確化、確認手続きの標準化など実務に即した運用設計が求められます。 さらに様式の変更や条文の整理が広範囲に及ぶため、申請者や教育機関、地方自治体など、制度を支える現場にとっては大きな影響があります。 旧様式で準備していた方々が不利益を被らないよう、十分な周知期間と移行措置、わかりやすい説明資料の整備をお願いしたいです。	➢ 本人確認等の真正性については、マイナポータルを使用した受験手続を行うことにより住民票の写しなどの提出がない方については、試験事務局が国家資格等情報連携・活用システムにより必要な情報を得ることで、本人確認を行うことになります。 ➢ また、第一種放射線取扱主任者試験に合格した者については、当該試験の課目の内容に照らして、これまでも、核燃料取扱主任者試験の課目のうち「放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術」の試験を免除することとしており、試験制度に変更はありません。 ➢ さらに、本年３月に実施する第 68 回原子炉主任技術者試験筆記試験及び第 58 回核燃料取扱主任者試験の受験申込手続については、改正前の旧様式で本年１月に行ったところです。今後実施する試験の受験申込手続についても、これまでどおり、受験申込開始の１ヶ月前を目途に原子力規制委員会ホームページで周知するなど、十分な周知を行ってまいります。 ➢ なお、その他の御意見については、今回の意見公募に直接関係するものではありませんが、今後の行政運営の参考にさせていただきます。

No.	提出意見	考え方
	こうした制度の見直しは、単なる事務手続きの変更にとどまらず「原子力の安全を支える人材をどう育て、どう支えるか」という問いにもつながっていると思います。 原子力分野は、医療やエネルギー、研究など多くの分野で社会を支える重要な技術でありながら、事故やリスクのイメージが先行し、若い世代から敬遠されがちです。実際には、誇りを持って働ける仕事であり、応用範囲も広く、社会的意義の大きい分野です。 制度の信頼性を高めると同時に大学や教育機関と連携し、次世代の人材を育てる環境づくりが必要だと感じます。 安全性への懸念があるからこそ制度は厳格であるべきですが、それと同時に、若い人たちが「関わってみたい」「学んでみたい」と思えるような、開かれた制度設計や情報発信も大切です。 原子力の技術には国家レベルの機微情報や安全保障上の配慮が必要な領域もあります。 制度の透明性と情報の保護その両立が求められます。 今回のような様式の見直し一つをとっても「どこまで公開し、どこから守るか」という判断が問われる場面が多くあります。 制度を運用する側が、そうしたバランスに常に意識を向けてくださることを願っています。 最後に、制度を支える現場の方々のご苦労にも敬意を表します。	

No.	提出意見	考え方
	人材不足や制度運用の複雑さの中で、より良い仕組みを模索されていることと思います。 だからこそ、現場の声を丁寧に拾い上げながら、制度の信頼性と柔軟性を両立させるような運用がなされることを、心から願っています。 以上	

別紙３

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）に対する御意見への考え方（案）

年　月　日

No.	提出意見	考え方
1	案の１ページの１１行目「標記部分に二重傍線を付した規定」は、案のどの箇所を指しているのか？	➢ 今般の改正においては、標記部分に二重傍線を付して改正を行う部分はありません。原子力規制委員会における規則改正時の本文の記載については、改正内容にかかわらず、当該規定ぶりで統一しているところです。
2	第 40 回原子力規制委員会に示された改正方針から考えると、住民票提出はマイナンバーカードを取得しない外国人に対してのみ行えば良いように思う。そのため、第 36 条の２、第 37 条、第 38 条 1 項において、ただし書きで、国籍が日本の者に対する住民票提出の免除規定を設けてはどうか。	➢ 現在、国家資格等情報連携・活用システムについては、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムと連携することで本人確認情報の照会が可能となるよう、システムの整備を進めております。今回の規則改正は、事務手続の適正化並びに同システムの導入に向けた改正及び様式の適正化を図るものです。 ➢ 現時点では、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請は紙でのみ受け付けており、本人確認情報の確実な取得・照合を担保するため、本籍（外国人の場合は国籍等）が記載された住民票の写しの提出を求めていますが、今後は、国家資格等情報連携・活用システム及びマイナンバーの活用により、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請においても住民票の写しの提出が不要となる予定です。
3	住民基本台帳法では、住民票に基づく「本人確認情報」（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号など）を国や地方公共団体の行政事務で利用できる仕組みであり、これを利用して本人確認を行うデジタル化に沿った現行の施行規則を、以前の紙媒体による住民票の写しでの個人確認に変える改正案である。これは、日本国政府の行政のデジタル化に逆行する改正と考えられる。政府方針に逆行する改正を行う必要性が感じられない。	➢ 放射線取扱主任者試験の受験申込に当たっては、本人確認情報の確実な取得・照合を担保するため、これまでも本籍（外国人にあっては国籍等）記載の住民票の写しの提出を求めています。今般の規則改正はその運用を明確化するものです。 ➢ 本人確認のデジタル化については、現在、別途、国家資格等情報連携・活用システムの整備を進めており、マイナンバーを活用した申請の電子化の実現を目指してシステム開発を進めています。今後は、国家資格等情報連携・活用シ

No.	提出意見	考え方
		ステム及びマイナンバーの活用により、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請に当たって住民票の写しの提出が不要となる予定です。

【別紙４】

○原子力規制委員会規則第　　号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項の規定に基づき、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が

同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） 第六条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　その他申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると行政機関等が認める場合 2　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。この場合における当該部分に係る書面等の提出については、行政機関等が支障がないと認めた	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） 第六条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） （新設） 2　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。

場合に限り、他の法令の規定にかかわらず、当該書面等に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十二条第一項において同じ。）を提出することにより行うことができる。 （電磁的記録による作成等） 第十二条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　（略）
（電磁的記録による作成等） 第十二条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十二条の三第四項及び第四十一条第四項の規定に基づき、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第一条　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（受験の手続）	（受験の手続）
第五条　筆記試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。	第五条　筆記試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
（削る）	一　履歴書（別記様式第二）
一　戸籍抄本、住民票の写し（本籍地（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの	二　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの

二・三　（略）

2　口答試験を受けようとする者は、別記様式第二による受験申込書に第三条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（合格者の公告等）

第六条　原子力規制委員会は、筆記試験又は口答試験に合格した者の氏名を官報で公告するほか、筆記試験に合格した者には、別記様式第三による筆記試験合格証を交付する。

（原子炉主任技術者免状の様式）

第七条　法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状（次条及び第九条において「免状」という。）の様式は、別記様式第四のとおりとする。

（免状の再交付）

第八条　免状を喪失し、又は汚損した者であつて、その再交付を受けようとするものは、別記様式第五による原子炉主任技術者免状再交付申請書に、第五条第一項第一号に規定する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2・3　（略）

（免状の返納）

第九条　（略）

三・四　（略）

2　口答試験を受けようとする者は、別記様式第三による受験申込書に第三条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（合格者の公告等）

第六条　原子力規制委員会は、筆記試験又は口答試験に合格した者の氏名を官報で公告するほか、筆記試験に合格した者には、筆記試験合格証を送付する。

（新設）

（原子炉主任技術者免状の再交付）

第七条　法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状（以下「免状」という。）を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四による原子炉主任技術者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2・3　（略）

（原子炉主任技術者免状の返納）

第八条　（略）

第十条　（略）	第九条　（略）
（認定の申請） 第十一条　前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第六による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）	（認定の申請） 第十条　前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第五による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五　（略）
第十二条　（略）	第十一条　（略）
（変更の届出） 第十三条　第十条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第十一条の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第七による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（変更の届出） 第十二条　第九条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第十条の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第六による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
第十四条～第十六条　（略）	第十三条～第十五条　（略）
（認定等の公示） 第十七条　原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。	（認定等の公示） 第十六条　原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十条の規定による認定をしたとき。

二　（略）

第十八条　（略）

別記様式第１（第５条関係）

原子炉主任技術者試験（筆記試験）受験申込書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

住　　所	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス
（略）	（略）

備考　（略）

（削る）

一　第九条の規定による認定をしたとき。

二　（略）

第十七条　（略）

別記様式第１（第５条関係）

原子炉主任技術者試験（筆記試験）受験申込書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

本籍（国籍）	
住　　所	郵便番号 電話番号
（略）	（略）

備考　（略）

別記様式第２（第５条関係）

履　歴　書

本籍（国籍）	
住　　所	
（ふりがな）	

別記様式第２（第５条関係）

原子炉主任技術者試験口答試験受験申込書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

住　　　所	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス
（略）	
筆記試験合格証　番　号	
職　　　歴	

氏　　　名	
生　年　月　日	
学　　　歴	
職　　　歴	
賞　　　罰	
上記のとおり相違ありません。 年　月　日 氏名	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３（第５条関係）

原子炉主任技術者試験口答試験受験申込書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

本籍（国籍）	
住　　　所	郵便番号 電話番号
（略）	
筆記試験合格証　番　号	

備考　（略）	備考　（略）
別記様式第３（第６条関係） 第　　号 原子炉主任技術者筆記試験合格証 氏　名 年　月　日生 第　回原子炉主任技術者試験の筆記試験に合格したことを証する。 年　月　日 原子力規制委員会　印 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	（新設）

別記様式第４（第７条関係） 第　　　号 原子炉主任技術者免状 氏　名 年　月　日生 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第４１条第１項の規定に基づき、この免状を交付する。 年　月　日 原子力規制委員会　印 備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	（新設）
別記様式第５（第８条関係） 原子炉主任技術者免状再交付申請書	別記様式第４（第７条関係） 原子炉主任技術者免状再交付申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定により、原子炉主任技術者免状の再交付を申請します。

住　　所	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス
（略）	

備考　１・２　（略）

別記様式第６（第１１条関係）

認定申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１０条の規定による認定を受けたいので、同規則第１１条の規定に基づき、申請します。

（略）	

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第７条第１項の規定により、原子炉主任技術者免状の再交付を申請します。

本籍（国籍）	
住　　所	郵便番号 電話番号
（略）	

備考　１・２　（略）

別記様式第５（第１０条関係）

認定申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第９条の規定による認定を受けたいので、同規則第１０条の規定に基づき、申請します。

（略）	

備考　（略）	備考　（略）
別記様式第７（第１３条関係） 認定変更届出書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１３条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。	別記様式第６（第１２条関係） 認定変更届出書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１２条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。
（略）｜	（略）｜
備考　（略）	備考　（略）

（核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

（試験の方法等）

第一条　（略）

２・３　（略）

４　次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。

免除を受けることができる者	事項
一　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者試験に合格した者（第三条第三号において「第一種放射線取扱主任者試験合格者」という。）	（略）
二　（略）	（略）

（受験手続）

改　正　前

（試験の方法等）

第一条　（略）

２・３　（略）

４　次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。

免除を受けることができる者	事項
一　第一種放射線取扱主任者試験合格者	（略）
二　（略）	（略）

（受験手続）

第三条　試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。	第三条　試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
（削る）	一　履歴書（別記様式第二）
一　戸籍抄本、住民票の写し（本籍地（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの	二　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの
二　（略）	三　（略）
三　第一種放射線取扱主任者試験合格者にあっては、放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十五条の二の放射線取扱主任者試験合格証（第一種放射線取扱主任者試験に係るものに限る。）の写し	（新設）
四　（略）	四　（略）
（核燃料取扱主任者免状の様式） 第四条　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状（次条及び第六条において「免状」という。）の様式は、別記様式第二のとおりとする。	（新設）
（免状の再交付） 第五条　免状を喪失し、又は汚損した者であって、その再交付を受	（核燃料取扱主任者免状の再交付） 第四条　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状（以下「

けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書に、第三条第一号に規定する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2・3 （略）

（免状の返納）

第六条 法第二十二条の三第三項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第七条～第九条 （略）

（変更の届出）

第十条 第七条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第八条の申請書及び書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十一条～第十三条 （略）

（認定等の公示）

第十四条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

免状」という。）を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2・3 （略）

（核燃料取扱主任者免状の返納）

第五条 法第二十二条の三第三項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第六条～第八条 （略）

（変更の届出）

第九条 第六条の規定による認定を受けた大学の設置者（以下「認定課程設置者」という。）は、第七条の申請書及び書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十条～第十二条 （略）

（認定等の公示）

第十三条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第七条の規定による認定をしたとき。
二　（略）

別記様式第１（第３条関係）

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

住　　所	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス
（略）	
第一種放射線取扱主任者免状又は第一種放射線取扱主任者試験合格証	（略）
（略）	（略）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

一　第六条の規定による認定をしたとき。
二　（略）

別記様式第１（第３条関係）

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏名

本籍（国籍）	
住　　所	郵便番号 電話番号
（略）	
第一種放射線取扱主任者試験合格証又は第一種放射線取扱主任者免状の有無	（略）
（略）	（略）

別添添付書類　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第３条各号に掲げる書類。
備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第２（第４条関係）

第　　　号

核燃料取扱主任者免状

氏　名

年　月　日生

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第２２条の３第１項の規定に基づき、この免状を交付する。

年　　月　　日

原子力規制委員会　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３（第５条関係）

核燃料取扱主任者免状再交付申請書

別記様式第２（第３条関係）

履　歴　書

本籍（国籍）	
住　所	
氏　名	
生年月日	
学　歴	
職　歴	
賞　罰	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏名

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３（第４条関係）

核燃料取扱主任者免状再交付申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第５条第１項の規定により、核燃料取扱主任者免状の再交付を申請します。

住　所	郵便番号 電話番号 電子メールアドレス
（略）	

備考　１・２　（略）

別記様式第４（第８条関係）

認定申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第７条の規定による認定を受けたいので、同規則第８条の規定に基づき、申請します。

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第４条第１項の規定により、核燃料取扱主任者免状の再交付を申請します。

本籍（国籍）	
住　所	郵便番号 電話番号
（略）	

備考　１・２　（略）

別記様式第４（第７条関係）

認定申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第６条の規定による認定を受けたいので、同規則第７条の規定に基づき、申請します。

（略） 備考　（略） 別記様式第５（第１０条関係） 認定変更届出書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第１０条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。 （略） 備考　（略）	（略） 備考　（略） 別記様式第５（第９条関係） 認定変更届出書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 住所 氏名（名称及び代表者の氏名） 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第９条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。 （略） 備考　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に交付されている法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状及びこ

の規則による改正前の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第六条の筆記試験合格証は、それぞれこの規則による改正後の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則別記様式第四の原子炉主任技術者免状及び同規則別記様式第三の筆記試験合格証とみなす。

2　この規則の施行の際現に交付されている法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状は、この規則による改正後の核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則別記様式第二の核燃料取扱主任者免状とみなす。

○原子力規制委員会規則第　　号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第九項の規定に基づき、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　年　月　日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免状の交付） 第三十六条の二　免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）並びに住民票の写し（本籍地（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。次条及び第三十八条第一項において同じ。）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 （免状の訂正） 第三十七条　免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第五十一による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状及び住民票の写しを添えて、これを原子	（免状の交付） 第三十六条の二　免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（次条及び第三十八条第一項において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 （免状の訂正） 第三十七条　免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第五十一による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出

力規制委員会に提出しなければならない。 （免状の再交付） 第三十八条　免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書に住民票の写しを添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ２・３　（略）
しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 （免状の再交付） 第三十八条　免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。この場合において、原子力規制委員会は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状の再交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 ２・３　（略）

別記様式第四十三を次のように改める。

別記様式第43（第35条関係）

	※　整　理　番　号	
放射線取扱主任者試験受験申込書	※　受　験　番　号	
1　試　験　区　分	□　第1種　　□　第2種	

2 受験希望地	
（ふりがな） 3 氏名	
4 性別	□ 男　　□ 女
5 生年月日	年　月　日（　歳）
（ふりがな） 6 現住所	郵便番号（　　） 都道 府県 電話番号（　　） メールアドレス（　　）

年　月　日

原子力規制委員会　殿　（注１）

氏名

手数料の納付方法 （注２）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録試験機関に申請する場合） ハ　登録試験機関の定める方法による納付

注　１　「原子力規制委員会」　登録試験機関に申請する場合は登録試験機関の長宛てとすること。

２　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録試験機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録試験機関の試験業務規程に定めるところによる料金を当該登録試験機関に納付すること。

備考１　※印欄には記載しないこと。

２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第四十五を次のように改める。

別記様式第45（第35条の３関係）

整理番号（注）		

放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 35 条の３第１項の規定により放射線取扱主任者試験合格証の再交付を申請します。	
（ふりがな） 氏名	
生年月日	年　月　日（　歳）
現住所	郵便番号（　　　） 都道 府県 電話番号（　　　） メールアドレス（　　　）
合格証の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	

注　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　合格証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた合格証を添えること。

別記様式第四十六を次のように改める。

別記様式第 46（第 35 条の５関係）

	※　整　理　番　号		
放射線取扱主任者講習受講申込書		※　受　講　番　号	

1　講　習　区　分	□　第１種　□　第２種　□　第３種
２　有する放射線取扱主任者試験合格証の番号	
（ふりがな） ３　氏　名	
４　性　別	□　男　□　女
５　生　年　月　日	年　月　日（　歳）
（ふりがな） ６　現　住　所	郵便番号（　） 都道 府県 電話番号（　） メールアドレス（　）

年　月　日

原子力規制委員会　殿　（注１）

氏名

手数料の納付方法（注２）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付

	ロ　納入告知書による納付 （登録資格講習機関に申請する場合） ハ　登録資格講習機関の定める方法による納付

注　1　「原子力規制委員会」　登録資格講習機関に申請する場合は登録資格講習機関の長宛てとすること。

2　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録資格講習機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録資格講習機関の資格講習業務規程に定めるところによる料金を当該登録資格講習機関に納付すること。

備考1　※印欄には記載しないこと。

2　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第四十八を次のように改める。

別記様式第48（第35条の７関係）

整理番号（注１）		

放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿（注２）

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 35 条の７第１項の規定により放射線取扱主任者講習修了証の再交付を申請します。

（ふりがな） 氏　名	
生　年　月　日	年　月　日（　歳）
現　住　所	郵便番号（　） 都道 府県 電話番号（　） メールアドレス（　）
修了証の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　「原子力規制委員会」　登録資格講習機関に申請する場合は登録資格講習機関の長宛てとすること。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　修了証を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた修了証を添えること。

別記様式第五十を次のように改める。

別記様式第50（第36条の２関係）	整理番号（注１）		

第１種
第２種　放射線取扱主任者免状交付申請書
第３種

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第36条の２の規定により、第１種／第２種／第３種　放射線取扱主任者免状の交付を申請します。なお、次に掲げる者には該当していません。

（１）放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第６項の規定により放射線

取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して１年を経過していない者 （２）法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過していない者	
（ふりがな） 氏名	
生年月日	年　月　日（　歳）
現住所	郵便番号（　　　） 都道 府県 電話番号（　　　） メールアドレス（　　　）
合格した試験	第１種 第２種　放射線取扱主任者免状に係る試験合格証番号
修了した講習	第１種 第２種　放射線取扱主任者免状に係る講習修了証番号 第３種
手数料の納付方法 （注２）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを

○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第五十一を次のように改める。

別記様式第51（第37条関係）

整理番号（注）	

第１種
第２種　放射線取扱主任者免状訂正申請書
第３種

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第37条の規定により、免状を添えて、第１種
第２種　放射線
第３種

取扱主任者免状の訂正を申請します。		
（ふりがな） 氏名		
生年月日		年　月　日（　歳）
現住所		郵便番号（　　　） 都道府県 電話番号（　　　） メールアドレス（　　　）
免状の交付年月日及び番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年　月　日
変更の理由		

注　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第五十二を次のように改める。

別記様式第52（第38条関係）

整理番号（注１）		

第１種
第２種　放射線取扱主任者免状再交付申請書
第３種

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏　名

第１種
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 38 条の規定により　第２種　放射線取扱主任者免状の
第３種
再交付を申請します。

（ふりがな） 氏名	
生年月日	年　　月　　日（　　歳）
現住所	郵便番号（　　　　　　） 都道 府県

	電話番号（　　　　　　　　　　） メールアドレス（　　　　　　　　　　）
免状の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	
手数料の納付方法（注２）	イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付

注　１　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。

２　手数料は、収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　免状を汚し、又は損じた者が申請する場合には、汚し、又は損じた免状を添えること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（案）　　　　　　　　　　　別紙７

番　　　　　号
年　　月　　日

関係事業者　各位

原子力規制庁長官官房総務課長
（　公　印　省　略　）

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した
行政の推進等に関する法律施行規則第６条に係る運用について

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和８年原子力規制委員会規則第●号）が令和８年●月●日に公布され、同日付けで施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いする。

記

第１　改正の概要

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第６条第６項の規定に基づき、原子力規制委員会に対して行われる申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うこと（以下「オンライン申請」という。）が困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和２年原子力規制委員会規則第 22 号。以下「原子力規制委員会デジタル手続則」という。）第６条第１項第１号及び第２号に掲げる場合以外の「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると行政機関等が認める場合」を追加する。（第６条第１項第３号関係）

原子力規制委員会デジタル手続則第６条第１項各号に掲げる申請等のうちオンライン申請が困難又は著しく不適当と認められる部分については、行政機関等が支障がないと認める場合に限り、当該部分を電磁的記録媒体で提出することができることとする。（第６条第２項関係）

第２　電磁的記録媒体による提出を選択できる「オンライン申請が困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合」等

原子力規制委員会デジタル手続則第６条第１項第３号の規定に基づき行政機関等がオンライン申請が困難又は著しく不適当と認める場合は、次に掲げるとおりとする。これらの場合において、当該部分については、同条第２項の規定に基づき、電磁的記録媒体により提出して差し支えない。

(1)　申請書又は届出書及びそれらの添付書類（以下「申請書等」という。）に発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設又は大規模損壊[1]に関する情報が含まれる場合

(2)　申請書等に特定核燃料物質の防護に関する秘密が含まれる場合

(3)　申請書等に核燃料物質等の輸送に関する情報のうち(2)に準じて管理されるべき情報が含まれる場合

(4)　申請書等に核不拡散に関する情報が含まれる場合

(5)　申請書等のファイルサイズがオンライン申請に係るシステムにおいて添付できるファイルサイズの上限を超えるため、オンライン申請ができない場合

第３　提出方法

第２(1)から(5)までに掲げる場合に該当する申請又は届出をオンライン申請により行うに当たっては、次に掲げるとおり対応されたい。

(1)　申請書等のうち、申請書又は届出書の鑑（以下単に「鑑」という。）をオンライン申請により提出する。

(2)　鑑以外の部分については、電磁的記録媒体に記録し、当該電磁的記録媒体を原子力規制庁の担当者に対面にて提出する。

以上

---

[1] 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

オンライン申請を行うに当たって

参考

オンライン申請の手続を行うに当たっては、以下のフローを確認の上、提出をお願いいたします。

※従前の書面により申請する場合は、必要書類を書面で全て揃えて提出ください。

●申請手続判断フロー

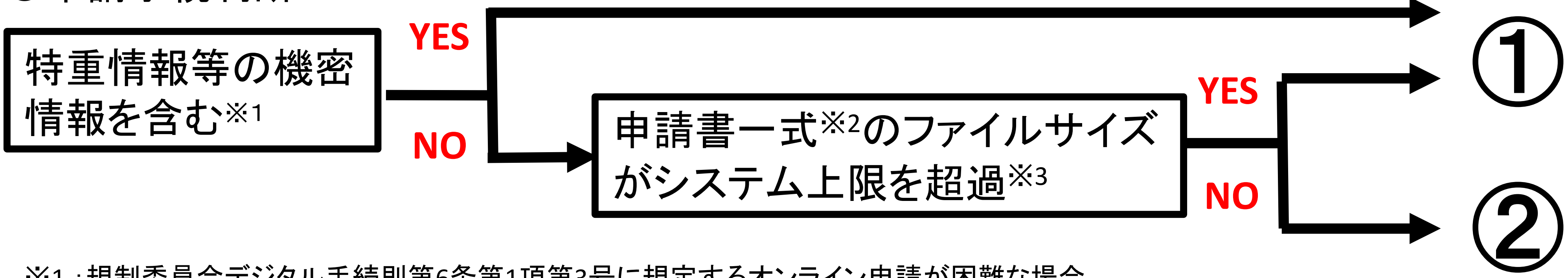

※1：規制委員会デジタル手続則第6条第1項第3号に規定するオンライン申請が困難な場合。

※2：申請書一式は、申請書及び添付書類をあわせたファイルを指す。

※3：e-Govを用いて提出可能なファイルサイズは申請書一式で100MB以下。

①の場合

- オンライン申請により提出するもの　：**申請書（届出書）の鑑**
- 電磁的記録媒体により提出するもの：**申請書（届出書）のうち、鑑以外の部分及び添付書類**

②の場合

- オンライン申請により提出するもの　：**申請書（届出書）及び添付書類全て**
- 電磁的記録媒体により提出するもの　：**無し**

●オンライン申請を行うものについて、

メール等で提出する場合は、PDFに規制委員会デジタル手続則に規定する電子署名を行ってください。

e-Govで提出する場合、GビズID等でログインした後、案内に従って申請を行ってください。

申請書一式（①の場合に提出する資料について）

オンライン申請により提出するもの

電磁的記録媒体により提出するもの

申請書（届出書）の鑑

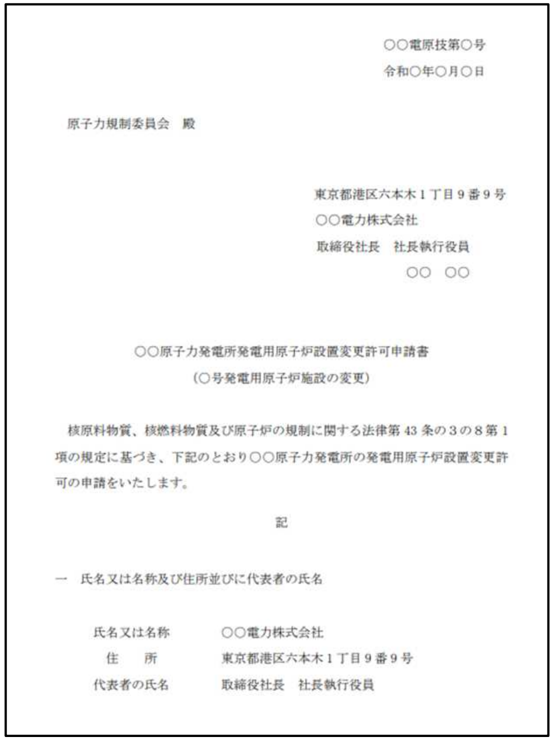

〇〇電原技第〇号
令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会　殿

東京都港区六本木１丁目９番９号
〇〇電力株式会社
取締役社長　社長執行役員
〇〇　〇〇

〇〇原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
（〇号発電用原子炉施設の変更）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の３の８第１項の規定に基づき、下記のとおり〇〇原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

一　氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称　〇〇電力株式会社
住　　所　東京都港区六本木１丁目９番９号
代表者の氏名　取締役社長　社長執行役員

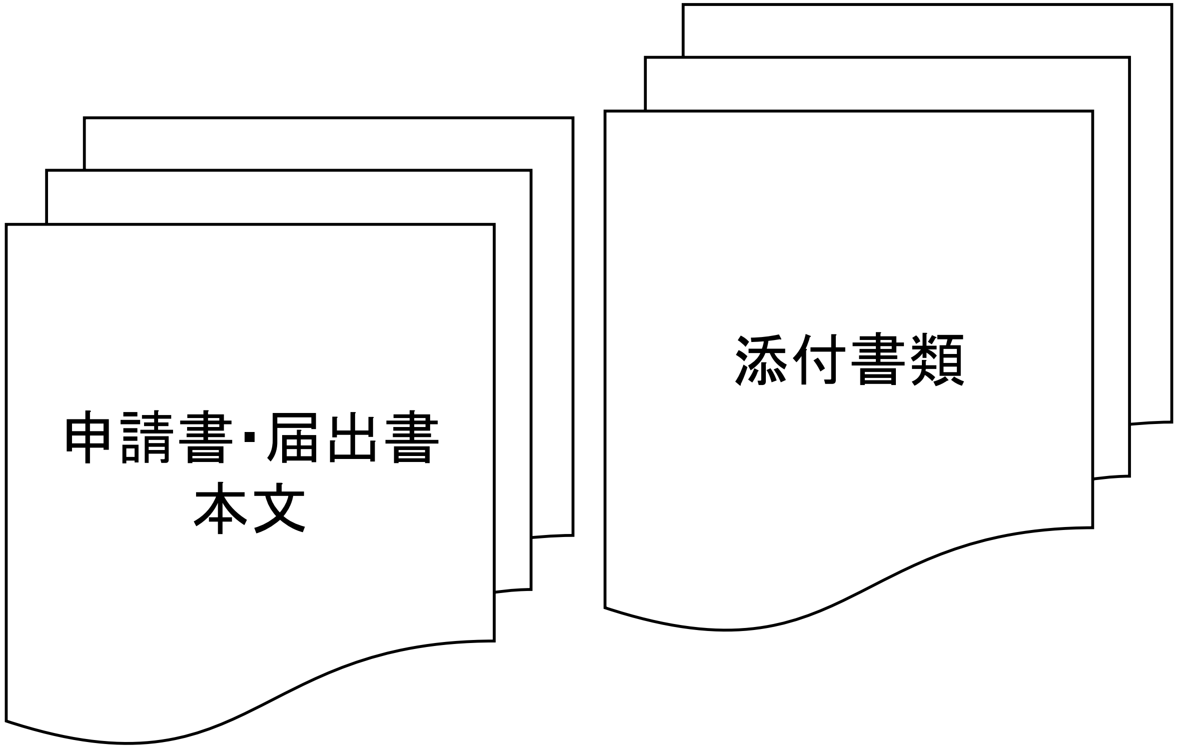

②の場合は、上記の資料もオンライン申請する

※申請書の補正に当たっても、申請書と同様の方法で提出を行ってください。ただし、申請書を既に書面により提出している場合などは、申請担当窓口と提出方法を調整をお願いいたします。